

第3学年 社会科学学習指導案

日 時：平成25年11月21日（木）

授業者：阿部 信博

対 象：3年A組 男子11名 女子13名 計24名

1 単元名

第4章 わたしたちの暮らしと経済 2 消費生活と市場経済
小単元「経済活動と消費者保護」 (「(2) 私たちと経済」 「イ 国民の生活と政府の役割」)

2 単元について

(1) 教材観

本単元では消費者の保護について取り扱う。学習指導要領では「(1) 私たちと現代社会」の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」について、「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気づかせる」とあり、具体的な事例を取り上げて考えさせていくとされている。「(2) 私たちと経済」の「ア 市場の働きと経済」では、経済活動の意義について消費生活を中心に学ばせながら、市場経済の基本的な考え方を理解することになっている。この学習では、市場における商品の売買が取りあげられる。また、「イ 国民の生活と政府の役割」では「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」とある。以上より、①契約について学習を行う際に具体的な事例を取りあげること。②(1)のイの学習の成果を生かし、この単元での契約を、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う契約という観点で捉え、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方と関連づけて理解し、考え、判断させていくこと。③消費者契約法等についても取り扱うことの三点について留意することにする。

(2) 生徒観

授業においては、どの内容も興味をもって取り組む生徒が多い。社会科の授業や道徳・特別活動等で話し合い活動を取り入れてきた。そのため小グループでの話し合いや、学び合いの活動にはとても意欲的に取り組む。しかし、自分の言葉で相手に伝わるように説明したり、仲間の意見を聞き、自分の考えを深めたりすることはまだまだであると感じる。また個人の力で考えを深めたりすることも苦手な生徒も何人かおり、そのような生徒は授業に対して受動的な傾向が見られる。

本単元で取り扱う消費者保護に関わる法律や悪質商法については、既に家庭科等で学んでいるが契約については学習していない。またそれらについては知識としてはもっていても、自分たちが保護されているという意識はないし、契約や消費者保護について私たちの生活に密接する身近なものとしては捉えられていない。

(3) 指導観

本授業は(2)より、生徒に契約や消費者保護について身近なものとして捉えて欲しいため、私たちの生活の身近な場面である契約を設定した。契約について学習する中で思考・判断を促す場面を設け、それを知識・理解につなげたいと考える。そこで、少人数グループによる活動を取り入れ、全員が授業に主体的に参加し学び合うことで基礎的・基本的事項を理解させたい。小人数グループは3～4人で形成し、生活班を元に男女混合のグループを基本とする。

契約については、具体的な事例を取り上げることで生徒の意欲を高めたい。契約の学習を通して消費者保護の法律によって消費者である自分たちが守られていることに気づかせ、消費者保護について自分たちの身近なもの、私たち消費者の生活を守ってくれている意識を持たせたい。

3 単元の目標

- (1) 身近な経済活動に対する関心を高めるとともに、消費者の安全と権利を守るために、個人や社会がすべきことはどのようなことなのか意欲的に考えさせる。
- (2) 具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、いったん成立した契約が例外的に解消できる場合について理解させる。
- (3) 契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務が発生することを理解させる。
- (4) 消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みをつくるなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解させる。

4 単元の評価規準

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的事象についての 知識・理解
身近な経済活動に対する関心を高め、契約や消費者の自立について意欲的に考えようとしている。	契約についての正しい知識を身に付けるとともに、消費者の安全や権利を守るための法律や制度があること、自立した消費者として契約を守る責任が求められていることを理解している。

5 単元の指導計画

	目標	主な学習内容	評価方法と【評価規準】
①	・身近な経済活動に対する関心を高め、契約の要件について理解させる。	○日常行っている商品の売買が契約であると確認する。 ○物の売買契約書を結んだと想定し、契約書を作成する。 ○契約の成立の要件を理解する。	グループ活動や発言から「身近な経済活動に対して関心をもって取り組んでいるか」を評価する。【関】 学習プリントのまとめの記述から「契約の要件について理解できているか」を評価する。 【知】
②	・具体的な事例を通して、契約が解消できない場合について理解させる。	○ケースA・Bの状況を確認し、その契約が解消できるか、できないかを考え、その理由も考える。 ○契約が解消できないことを決定する基本的な考えを理解する。	学習プリントのまとめの記述から「契約が解消できない基本的な考えを理解できているか」を評価する。【知】
③ 本時	・いったん成立した契約が例外的に解消できる場合について理解させる。 ・消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から契約を解消できることを理解させる。	○ケースC・Dの状況を確認し、契約が解消できるか、できないかを考え、その理由も考える。 ○契約が解消できることを決定する基本的な考えを理解する。 ○新たなケースEの状況を確認し、契約が解消できるか、できないかを考え、その理由も考える。 ○消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から契約を解消できることを理解する。	学習プリントの記述およびまとめの記述から「契約が解消できる基本的な考え方を理解できているか、また消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から契約を解消できることを理解できているか」を評価する。【知】
④	・契約を解消できる仕組みをつくるなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解させる。	○消費者と事業者には交渉力等に格差があり、弱者である消費者を守るための法律や制度が整えられていることを理解する。 ○守られるだけでなく、賢い消費者になるため、消費者も自立していくことに気づく。	グループ活動や発言から「賢い消費者になるために、意欲的に考え、意見をだしているか」を評価する。【関】 学習プリントのまとめの記述から、「国や地方公共団体が消費者を守るために法律や制度を整えていることについて理解できているか」を評価する。【知】

6 本時の指導

(1) 目標

- ・消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から契約を解消できることを理解する。

【社会的事象についての知識・理解】

(2) 評価規準

目標	Bおおむね満足できる	C努力を要する生徒への支援
消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から契約を解消できることを理解する。	消費者にとって不利な状況で契約が結ばれた場合、消費者を守るために、クーリングオフの制度で契約を解消することができる。	「解消できないのは、どうしてだったかな？」と聞き、解消できない理由を確認する。

(3) 展開

時間	学習活動 (言語活動)	指導上の留意点 (●評価場面)
導入 (07)	<p>1 前時の復習</p> <p>①契約が解消できない場合を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース1「一方的な都合」：できない ・ケース2「約束の遵守」：できない <p>②2つのケースについて考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース3「相手の詐欺」 ・ケース4「相手の債務不履行」 </div> <p>2 学習課題の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の要件を紙板書で事前に貼付け。 ・確認なので、深入りはしない。
展開 (33)	<div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>成立した契約は、解消できるだろうか？</p> </div> <p>3 予想</p> <p>4 課題の追究</p> <p>①<u>グループで考える。</u></p> <p>②契約の原則を確認 「一度契約が成立したら、互いに契約を守る責任がある」</p> <p>③<u>新しいケースについてグループで考える。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース5「特別に解消できる事例」 </div> <p>④<u>意見を交流する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的には、自分の意思で買ったから ・景品ももらえたとし、詐欺ではないから ・自分が買いたくて買ったわけではないから ・買えば部屋から出られると仕方なく買ったから <p>④解消できるか確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーリングオフ ・「どうして、この制度ができたのだろう？」 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で予想させる。 ・挙手させ、数人に理由を発表させる。 ・小グループで話し合わせる。 ・紙板書 (解消できる理由) ・社会の常識は、契約でも常識になることを伝える。 ・紙板書 ・教師が判読し、図でも示す。 ・これまでの学習と関連付け、「詐欺」「債務不履行」ではないことを確認する。 ・「売る買うの意思が一致し、契約が成立しているんじゃない」などと揺さぶる。 ・生徒の発言からまとめにつながるキーワードを板書する。 ・消費者庁のパンフレットを利用する。 ・国民生活センターの資料を利用する。 ・生徒の発言からまとめにつながるキーワードを板書する。
終末 (10)	<p>5 本時のまとめ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>冷静に考えられなかったり、無理矢理買わされたりなど、消費者にとって不利な状況で契約が結ばれた場合、消費者を守るために、クーリングオフの制度で契約を解消することができる。</p> </div> <p>6 次時の予告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キーワードを用いてまとめる。 <p>●【知識・理解】</p>